

## 学校経営のポイント

### “校長の意見具申権”の積極的活用を

若井 彌一

年度末を迎えた。教員の人事異動が、多くの県では3月下旬に新聞で発表される。そういう時期なので、今回は校長の意見具申権について述べることにしたい。

#### 従来の意見具申権規定

校長の意見具申権に関しては、従来、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、地教行法と略）において、次の2カ条が根拠とされてきた。

第36条 学校その他の教育機関の長は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定がある場合を除き、その所属の職員の任免その他の進退に関する意見を任命権者に対して申し出ることができる。この場合において、大学附置の学校の校長にあっては、学長を経由するものとする。

第39条 市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する学校の校長は、所属の県費負担教職員の任免その他の進退に関する意見を市町村委員会に申し出ることができる。

第36条は、校長の意見具申権を一般的に規定したものであり、校長が当該学校所属職員の任免その他の進退について、任命権者に対して意見を申し出ることができることを明らかにしたものである。

この規定だけであれば、市町村立学校の校長は、所属の県費負担教職員の任免その他の進退について、任命権者である県教育委員会に申し出ることができるということになる。しかし、「この法律……に特別の定がある場合」に該当する規定が第39条として置かれている。

第39条は、市町村立学校の校長は、所属の県費負担教職員の任免その他の進退について、市町村教育委員会に対してだけ申し出ることができる制限規定であり、市町村教育委員会に対しても申し出るこ

とができるという趣旨ではない。

これら第36条・第39条の規定に基づいて、校長の意見具申権の行使がされてきたのであるが、昨年の地教行法の改正で新たに1項目が加えられた。

#### 校長の意見具申権の手続き的重みづけ

第38条第3項 市町村委員会は、次条の規定による校長の意見の申出があった県費負担教職員について第1項の内申を行うときは、当該校長の意見を付するものとする。

この1項目が加えられたことにより、校長の意見具申権は、市町村教育委員会から都道府県教育委員会への内申の手続き上、無視することができないものとなった。

このように、校長の意見具申権に内申の手続き上の重みづけがされた趣旨を各学校の校長は十分にふまえて、アカウントビリティ時代の学校経営を実現するという大義のために、適正な人事異動を心がけていただきたい。

手続き的重みづけは、権限を与えられた校長の深慮に基づいた適正な権限行使によって、各学校の充実した教職員の整備充実に結実することとなる。

（わかい・やいち=上越教育大学教授）

#### 教育開発研究所 今月の新刊！

- 『小学校 新指導要録の解説と記入』1,890円
- 『中学校 新指導要録の解説と記入』1,890円
- 『「総合的な学習」100の実践ポイント』2,310円
- 『子どもの対人関係能力を育てる』2,100円
- 『学校経営相談 12ヵ月 学年・学級経営』2,350円
- 『別冊教職研修No.4 全国選考問題特集』2,280円

本紙はホームページでも閲覧できます  
<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>

好評発売中！ 10年間の審議会重要答申・統計資料・新法令・通知通達等を整理収録！ 教育開発研究所・刊

創刊30周年記念増刊『教職研修 '02 情報版』菱村幸彦監修

各学校・教委に1冊常備の資料大全 【資料CD ROM】添付 4月増刊・B5判300頁・定価2,730円

研修誌・図書の小社への直接注文は、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）